

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月7日

堺市監査委員	札	場	泰	司
同	大	林	健	二
同	原		繭	子
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	出資団体監査(公益財団法人堺市文化振興財団)及び公 の施設の指定管理者監査 (堺市立文化館)	
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 30 日	
措置を講じた部局等	文化観光局 文化国際部 文化課 公益財団法人堺市文化振興財団	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課等
第 8 出資団体監査 2 経理について (1) 正味財産増減計算書は、当該年度の事業活動により生じた正味財産の増減を明らかにするものであり、これに付随する正味財産増減計算書内訳表は、事業別の内訳から内部取引を消去して最終合計金額を算出し、その金額が正味財産増減計算書の当期増減額となる。 しかし、財団の令和 6 年度の正味財産増減計算書内訳表では、事業別の内訳には内部取引を消去した金額が記載されている一方で、内部取引消去額を加算して最終合計金額が算出されていた。 その結果、正味財産増減計算書内訳表の最終合計金額が本来より過大に計上され、正味財産増減計算書も内部取引が適切に消去されていない金額が記載される状況となっていた。	内部取引消去伝票作成時のシステム入力方法を誤認していたことにより、正味財産増減計算書内訳表の合計欄に内部取引消去額が加算され、内部取引が正しく相殺されていなかったことが原因です。 御指摘を受け、入力方法を是正し、正味財産増減計算書内訳表の合計欄に内部取引消去額が加算されないよう修正しました。 再発防止策として、当該書類が決算時のみ作成されることを踏まえ、内部取引消去伝票の作成方法を明確にしたひな形を作成し、決算時に必ず参照する運用とすることで、同様の誤りが生じないように徹底します。併せて、財務会計システムベンダーによる対面研修を実施し、経理担当者のスキル及び知識の向上を図ることで、会計処理に関する疑義を速やかに確認できる体制を強化します。	公益財団法人堺市文化振興財団

3 財産管理について (1) 財団の経理規程では備品について規定しているが、令和 7 年 11 月 11 日に実施した実地調査において、以下のものがあった。 ア 取得価格が 10 万円未満で 3 万円以上のものについては、備品台帳を設けて、その記録及び整理を行わなければならないとされている。 しかし、備品台帳を確認したところ、取得価格が 3 万円未満であるスピーカーケーブルなど 4 点が記載されていた。 イ 財団は備品として管理するものに備品番号を記載しているシールを貼付しているが、ポータブル PA システムについて、シールの貼付がなかった。	アについては、備品を購入した場合、購入部署が備品登録チェックリストを作成し、備品台帳への記載漏れがないよう運用していますが、一式で物品を購入した際に、その内 3 万円未満の物品について、備品登録の対象と誤認し、備品登録チェックリストを作成の上、備品として台帳に記載していたものです。 御指摘を受け、令和 8 年 1 月 30 日に備品の要件を満たさない物品を備品台帳から削除しました。 再発防止策として、従来の備品登録チェックリストに、一式の備品として登録する際の要件を追加し、判断の誤りが生じないように改善しました。 イについては、貼付作業を行った職員が購入者と異なっていたため、貼付対象備品の特定が不十分となり、同様の別備品に誤ってシールを貼付してしまったことが原因です。 御指摘を受け、令和 7 年 11 月 12 日に誤貼付していた備品番号シールを剥離し、本来	公益財団法人堺市文化振興財団
---	---	-----------------------

第 9 公の施設の指定管理者監査 4 管理運営について (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。 しかし、業務の一部を第三者に委託したものについて、以下のものがあった。 ア 指定管理者は、一般廃棄物収集運搬業務ほか 7 業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。	貼付すべきポータブル PA システムに備品番号シールを再貼付しました。 再発防止策として、備品番号シールの貼付作業は、備品台帳と現物を照合した上で、購入者（購入部署の職員）及び総務課職員の 2 名で確認しながら実施する運用に変更しました。 今後は、担当者への周知及び研修を行い、適正な管理を徹底します。 一般廃棄物収集運搬業務については、指定管理者の指定を受けた当初から、委託業務に該当すると認識できていなかったため、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が必要な業務としての整理及び委託契約の締結ができていませんでした。 その他御指摘の業務については、いずれも委託契約に基	公益財団法人堺市文化振興財団
---	--	-----------------------

	づき実施する業務であることは把握していましたが、一部業務委託の承認申請の要否は、基本協定書に添付されている「警備業務及び保守点検業務等一覧」を基準として判断していたため、承認申請が必要な業務であるとの認識ができていませんでした。 御指摘を受け、未申請となっていた業務委託に関する第三者への一部業務委託承認申請書を令和８年１月９日付けで市に提出しました。 一般廃棄物収集運搬業務については、委託業務として整理し直し、令和８年２月２８日付けで、委託契約を締結しました。 再発防止策として、第三者委託に関する考え方を改め、第三者に業務を委託する場合には、一部業務委託の承認申請の対象となることを全職員に共有します。その上で、委託契約の起案に当たっては、当該業務が一部業務委託の承認を得ていることを前提条件とし、起案文書に承認の有無を記載する欄を設けます。併せて、起案部署及び総務課（経理担当）が確認するフローを導入し、申請漏れや手続誤りを防止します。 一般廃棄物収集運搬業務については、業務委託として整理すべきという認識が十分で	文化課
--	--	------------

イ 指定管理者は、堺市立文化館常駐警備業務ほか 10 業務について、市に第三者への一部業務	なかったことが原因です。また、その他の業務については、指定管理者に対して一部業務委託に関する認識の共有及び理解状況の確認ができていなかったことによるものです。 御指摘を受け、未申請となっていた業務委託に関する第三者への一部業務委託承認申請書の提出を指定管理者に指導し、未承認分の承認申請書を令和 8 年 1 月 9 日に受領し、令和 8 年 2 月 18 日に承認しました。一般廃棄物収集運搬業務についても、委託業務として取り扱うよう指導し、令和 8 年 2 月 28 日付けで、委託契約が締結されたことを確認しました。 今後は、第三者への一部業務委託承認申請書による申請が必要な業務について認識を再度共有し、対象業務が発生する場合は、その都度、事前に申請・承認手続を行えるよう適宜状況確認する等して適切に指導します。なお、今後、広範囲にわたる事前申請・承認手続を行うに当たり申請漏れを防止する策として、対象の範囲や手続の運用の整理について行政総務課とも適宜協議し、適正な管理の徹底につながるよう取り組みます。	公益財団法人堺市文化振興財団
--	--	-----------------------

委託の承認申請を行ったが、委託先が未定であるにもかかわらず、市はこれを承認していた。	い状態のまま第三者への一部業務委託の承認申請を行わざるを得ない状況となっていました。また、第三者への一部業務委託承認申請書には、委託先を記載する必要があるにもかかわらず、承認申請を行う趣旨・目的について、十分理解できていなかったことから、委託先が未定のまま第三者への一部業務委託承認申請書を市に提出していました。 御指摘を受け、委託先を記載した第三者への一部業務委託承認申請書を令和 8 年 1 月 9 日付けで市に提出しました。 再発防止策として、第三者に業務を委託する場合には、委託先を特定した上で承認申請を行う必要があるという基本的な考え方を全職員に共有し、委託契約の起案に当たっては、当該業務が一部業務委託の承認を得ていることを前提条件とし、起案文書に承認の有無を記載する欄を設けます。併せて、起案部署及び総務課（経理担当）が確認するフローを導入し、申請漏れや手続誤りを防止します。 委託先が未定の状態で一部業務委託の承認申請を受け、承認していたことについて、一部業務委託の承認を行う趣旨・目的について、十分理解できていなかったため委託先決定後も指定管理者に承認申請	文化課
---	---	------------

	書を再提出するよう指示できていませんでした。 御指摘を受け、委託先を記載した承認申請書の提出を指定管理者に指導し、承認申請書を令和 8 年 1 月 9 日に受領し、令和 8 年 2 月 18 日に承認しました。 今後は、委託先が未定の場合は承認をせず、委託先が決定した状態でのみ承認を行う取扱いとすることを指定管理者と共有し、適正な管理を徹底します。	
6 経理について (1) 指定管理者は、切手の受入れ及び払出しを切手等受払簿で管理している。 令和 7 年 11 月 11 日に実地調査した結果、文化館における切手について、受払いを行っていたにもかかわらず、経理担当者及び責任者である館長の押印がなされていないものがあった。	切手等受払簿において、経理担当者欄が未押印となっていたのは、経理担当者が押印を行わないまま受払簿を収納したことによるものです。館長欄が未押印となっていたのは、切手の使用の都度確認を行うべきところ、毎月末に一括して行う運用で十分であると誤認していたことに加え、館長の不在時においては、副館長が代理で確認（代理決裁）を行うべきであったにもかかわらず、その取扱いについて認識が共有されておらず、代理決裁が実施されなかったことによるものです。 御指摘を受け、令和 7 年 11 月 11 日及び 12 日に、使用者・経理担当者・代決者が切手等受払簿の各項目を確認の上、必要な押印処理を行いました。	公益財団法人堺市文化振興財団

	た。また、全職員に対し、切手等受払簿の記入・押印手順及び確認方法を改めて周知しました。 今後は、切手の使用の都度、出納職員（館長）が確認を行うこと、並びに館長不在時には副館長が代理決裁を行うことを徹底します。 御指摘を受け、未押印分については記載内容を精査の上、押印を実施するよう指導し、令和7年11月12日に押印が完了したことを確認しました。 今後は、押印確認を徹底し切手等受払簿の適切な管理方法について経理担当者及び館長に指導し、再発防止に努めます。	文化課
--	---	-----